

令和6年度知財普及啓発業務委託仕様書（案）

1 事業目的

知的財産の保護・活用を自社の課題と認識して取り組む意識を県全体に広め、併せて、日々進化し企業のイノベーションに不可欠な存在となっている生成AIにまつわる著作権の最新情報を提供し、安全な利活用を促すため、各種普及啓発を実施するものである。

2 委託業務名

令和6年度知財普及啓発業務

3 委託期間

令和7年3月21日（金）

4 委託業務内容

(1) 青森県知的財産支援センターPRリーフレット制作業務

県内企業を対象に、業務プロセスにおける知的財産活用の必要性や各種相談先としての青森県知的財産支援センターをPRするリーフレットを制作する。

制作に際しては、別途当課が行う知財の保護・活用に関する意識調査結果を基に、内容についての企画立案、文章・コピーの作成、デザインレイアウト等一連の原稿作成業務を行う。

ア 掲載内容に係る写真撮影及びイラスト等の作成

発注者の指示又は編集上の必要があるときは、写真撮影を行うほか、イラストや地図等を作成すること。

イ 編集（校正作業を含む）・デザインレイアウト

誰もが分かりやすい情報を提供できるよう、レイアウトデザイン、フォントタイプ・フォントサイズ、文章表現、用語・単語等の統一や誤字脱字の校正のほか、記載内容の事実確認による校正を行った後に、発注者の校正を受けること。

ウ 版下作成

発注者が承認した原稿で、版下を制作すること。

エ 印刷・製本

ウの版下を使用し、2,000部印刷・製本すること。

(ア) サイズ等 A4版、カラー印刷、印字部分4頁 全4頁

(イ) 用紙 マットコート110kg

オ 発送

下記(2)のチラシと併せて、当該リーフレットを指定部数県内48ヶ所（商工会議所・商工会）に発送し、残りは「6 納品場所」に納品すること。

カ 納品及び発送完了期限
令和7年3月7日（金）

(2) 青森県知的財産支援センターPRチラシ制作業務

県内企業を対象に、業務プロセスにおける知的財産活用の必要性や各種相談先としての青森県知的財産支援センターをPRするチラシを制作する。

制作に際しては、別途当課が行う知財の保護・活用に関する意識調査結果を基に、上記(1)により制作するリーフレットをリライトする。

ア 編集（校正作業を含む）・デザインレイアウト

誰もが分かりやすい情報を提供できるよう、レイアウトデザイン、フォントタイプ・フォントサイズ、文章表現、用語・単語等の統一や誤字脱字の校正のほか、記載内容の事実確認による校正を行った後に、発注者の校正を受けること。

イ 版下作成

発注者が承認した原稿で、版下を制作すること。

ウ 印刷

イの版下を使用し、28,000部印刷すること。

(ア) サイズ等 A4版、カラー印刷、印字部分2頁 全2頁

(イ) 用紙 コート類68kg

エ 発送

上記(1)のリーフレットと併せて、当該チラシを指定部数県内48ヶ所（商工会議所・商工会）に発送し、残りは「6 納品場所」に納品すること。

オ 納品及び発送完了期限

令和7年3月7日（金）

(3) 青森県知的財産支援センター普及啓発用品制作業務

県内企業を対象に、知的財産関連相談先として青森県知的財産支援センターの認知度を高めるため、普及啓発用品として付箋を制作する。

ア サイズ等

20×70mm以上、1色以上の展開、20枚綴、カバーなし、台紙単色、2,000部

イ 納品期限

令和6年9月6日（金）

(4) 著作権リテラシー向上に資する小冊子制作業務

生成AIの利活用をはじめとした、ビジネスシーンにおける著作権の適切な利用を促す小冊子を制作する。

制作に際して、県が示す以下の構成案等を基に、誌面内容について企画立案、

文章・コピーの作成、デザインレイアウト等一連の原稿作成業務を行う。文章は、最終的に、県が指定する監修者の監修を受けることとする。

ア 誌面構成案

(ア) 表紙・裏表紙

(イ) 著作権の概要（著作権の定義・原則）

(ウ) ビジネスシーンにおけるトラブル例（業務委託契約、生成AIの利用等）

(エ) 著作物に関するトラブルが起きた時の対処法（相談先の案内）

イ 掲載記事のための写真撮影及びイラスト等の作成

発注者の指示又は編集上の必要があるときは、写真撮影を行うほか、イラストや地図等を作成すること。

ウ 編集（校正作業を含む）・デザインレイアウト

誰もが分かりやすい情報を提供できるよう、レイアウトデザイン、フォントタイプ・フォントサイズ、文章表現、用語・単語等の統一や誤字脱字の校正のほか、記事内容の事実確認による校正を行った後に、発注者の校正を受けること。

エ 版下作成

発注者が承認した原稿で、版下を制作すること。

オ 印刷・製本

エの版下を使用し、1,500部印刷・製本すること。

(ア) サイズ等 A5版、カラー印刷、印字部分12頁 全12頁

(イ) 用紙 マットコート110kg、中綴じ

カ 監修者への監修料の支払

県が指定する監修者に対し、監修料を支払うこと。監修料の目安は、1日あたり37,500円とし、監修に最大3日程度要するものとする。

キ 納品期限

令和6年9月30日（月）

(5) 著作権リテラシー向上に資するPR動画制作業務

小冊子の内容と連動させ、著作権への興味関心を高めるPR動画を制作する。制作した動画は産業イノベーション推進課公式YouTubeチャンネルにて公開予定であり、(6)に記載するセミナー等での上映も想定している。

ア 動画の企画立案、制作

下記の構成案を参考に、小冊子記載内容を基に動画を3本（1本あたり90秒）制作すること。

(ア) 著作権とは？（著作権の定義・原則）

(イ) ビジネスシーンにおけるトラブル例

(ウ) 著作物に関するトラブルが起きた時の対処法（相談先の案内）

イ ナレーション、テロップ、BGM等を含む必要な編集

誰もが分かりやすい情報が提供できるよう、画面レイアウトデザイン、フォントタイプ・フォントサイズ、文章表現、用語・単語等の統一や誤字脱字の校正のほか、動画内容の事実確認による校正を行った後に、発注者の校正を受けること。

ウ 納品期限

令和6年9月30日（月）

(6) 著作権リテラシー向上に資するセミナー運營業務

生成AIの利活用を検討している県内企業が、生成AIにまつわる著作権の基礎や最新の動向を学習できるセミナーの運営に係る業務を行う。

講師やセミナー内容は、原則として、県が選定・調整することとする。

ア 会場手配及び会場料の支払

青森県内において、対面式にて、令和6年10月～令和7年2月の間に1回開催するものとし、会場を予約し、料金を支出すること。会場は、参加者及び事務局を合わせて50名程度収容できる広さとし、講師の控室も用意すること。

イ 講師への謝金等の支払

県が指定する講師（最大2名）に対し謝金及び旅費を支払うこと。謝金の目安は、1人につき37,500円とし、旅費計算の目安は、青森—東京1泊2日（新幹線利用・青森泊）とする。

ウ 開催周知

県が調整する内容に基づきチラシ制作等し、本セミナーを効果的に周知すること。

エ 当日運営

会場内の設営や受付業務のほか、県の進行の補助を行うこと。

(7) 青森県知的財産支援センター普及啓発に係る新聞広告版下制作等業務

令和7年4月18日（金）の発明の日に合わせて、県内企業を対象に、業務プロセスにおける知的財産活用の必要性の各種相談先として、青森県知的財産支援センターをPRする新聞広告版下の制作及び新聞社との調整を行う。なお、各新聞社への掲載料は、別途県が支払う。

制作に際しては、(1)で制作するリーフレットをリライトする。

ア 編集（校正作業を含む）・デザインレイアウト

誰もが分かりやすい情報を提供できるよう、レイアウトデザイン、フォントタイプ・フォントサイズ、文章表現、用語・単語等の統一や誤字脱字の校正のほか、記載内容の事実確認による校正を行った後に、発注者の校正を受けること。

イ 版下作成

発注者が承認した原稿で、版下を制作すること。

ウ 規格

全3段、カラー

エ 新聞社との調整

東奥日報、デーリー東北、陸奥新報に掲載するための調整を行うこと。

オ 版下データの新聞社への搬入

5 成果品

上記4(1)～(5)・(7)の制作物及び電子データ(PDF・JPG・MP4等(YouTubeで公開可能なデータ形式))を提出すること。

6 納品場所

青森県経済産業部産業イノベーション推進課知的財産支援グループ

7 権利関係

(1) 使用する素材(映像及び音声等)に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については、受注者が行うこと。

(2) 本業務における成果品の所有権及び著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は、原則として成果品の検査に合格したときに受注者から発注者に移転するものとする。また、受注者は発注者及び第三者に対し著作権者人格権は行使しないものとする。

(3) 成果品は、発注者及び発注者が認めた団体が作成するホームページや各種広報媒体、その他プロモーション等に二次利用することを前提とする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定する。